

一時保護時の司法審査マニュアル（案）

※事務局の素案であり、今後の実務者作業チームでの議論状況等により相当の修正が加わることを想定しているもの。

（目次）

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査関係）の概要	3
1 一時保護時の司法審査の枠組み	3
2 一時保護の要件の明確化	3
3 一時保護状の請求手続	4
4 不服申立て	4
第2章 一時保護の要件	5
第3章 一時保護状の請求手続	6
1 一時保護状の請求が必要となる場合	6
（1）一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合	6
（2）児童に親権者等がない場合	6
（3）一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合	7
2 一時保護状の請求に係る基本的事項	7
（1）請求者	7
（2）一時保護時の司法審査の対象となる児童	7
（3）請求時期	7
（4）請求先	8
（5）請求の方式	8
3 一時保護状の請求に向けた具体的手続	8
（1）児童及び親権者等の特定	8
（2）親権者等に対する説明	9
（3）親権者等の同意の確認	10
（4）親権者等の意見を裁判官に伝達する手法	11
（5）児童の意見又は意向の確認	12
（6）児童の意見等を裁判官に伝達する手法	17
（7）配慮を要する児童及び親権者等の対応	17
（8）提供資料の準備	17
（9）関係機関等との連携（資料又は情報の提供等）	21
（10）一時保護状の請求	22
（11）各種事案の取扱い	23

4	一時保護状の発付又は請求却下	25
	(1) 一時保護状の発付又は請求却下後の対応	25
	(2) 一時保護の解除	26
	(3) 同一の児童に対する再度の一時保護状の請求	26
第4章	不服申立手続	28
1	不服申立ての要件	28
2	不服申立手続に係る基本的事項	28
3	不服申立ての具体的手続	28
	(1) 基本的な考え方	28
	(2) 不服申立書の作成	28
	(3) 提供資料の準備	29
4	裁判所の判断を受けての対応	29
第5章	夜間・休日の対応	31

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査関係）の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県知事（以下「児童相談所長等」という。）は児童の一時保護を行うことができるとされている。

一時保護は、児童の生命・身体の保護等を図るため躊躇なく行われる必要がある反面、一時的とはいえ、行政の判断によって児童を親権者と分離してその行動の自由を制限するものであること等から、当該一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかに関し、中立的な第三者による審査を行う必要性について指摘がなされている。

また、児童の権利委員会による日本政府に対する総括所見においては「児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」が要請されるとともに、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において令和4年2月に取りまとめられた報告書では、一時保護の開始に関し、より一層の判断の適正性や手続の透明性を確保する必要があるとして、「独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する」ことが示された。

これらを受け、令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年児童福祉法等改正法」という。）による改正後の児童福祉法（以下「改正後法」という。）では、一時保護の開始に際し、一定の場合には裁判官の審査を経なければならないこととされた（以下「一時保護時の司法審査」という。）。

1 一時保護時の司法審査の枠組み

一時保護時の司法審査として、具体的には、改正後法第33条第3項により、児童相談所長等が一時保護を行うときは、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）が一時保護に同意したとき、親権者等がないとき又は一時保護状の請求までに当該一時保護を解除したときを除いて、一時保護を開始した日から起算して7日以内又は事前に、裁判官に対し一時保護状を請求することとされた。

この場合において、裁判官は、一時保護開始時における一時保護の適正性について、児童相談所が請求時までに調査、収集した資料を斟酌して判断を行う。

2 一時保護の要件の明確化

一時保護の要件について、令和4年児童福祉法等改正法による改正前の児童福祉法（以下「改正前法」という。）第33条第1項では、「必要がある

と認めるとき」と規定されるどころ、一時保護を行うことが想定される具体的な事案の類型等は規定がなく、中立的な第三者が審査を行うに当たり、その要件が必ずしも明確であるとはいえないものと考えられた。そこで、一時保護時の司法審査において、裁判官が迅速かつ適切な審査を行うためには、一時保護の要件を法令上明確化する必要があることから、改正後法第33条第1項及び第2項により、児童相談所長等は、以下の要件を満たす場合に一時保護を行うことができることとされた。

① 児童虐待のおそれがあるとき、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合（以下「一時保護の理由」という。）に該当し、

② 必要があると認めるとき（以下「一時保護の必要性」という。）

一時保護状の請求を受けた裁判官は、一時保護の理由に該当すると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付するものとする（改正後法第33条第4項）。

3 一時保護状の請求手続

一時保護状の請求に際しては、一時保護の理由及び必要性があると認められる資料を添えてこれを行う（改正後法第33条第3項）。

また、令和4年児童福祉法等改正法に係る附帯決議において、児童及び親権者等の意見が裁判官に対し正確に伝わるよう適切な方策を講じるものとされたことを踏まえ、裁判官に提供する資料には、令和4年児童福祉法等改正法で導入された児童の意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により把握した一時保護に対する児童の意見又は意向、親権者等の意見を可能な限り盛り込むこととする。

4 不服申立て

一時保護状の請求が却下となった場合において、児童相談所長等は、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、かかる事情を裏付ける資料、一時保護の理由及び必要性に関する資料を添えて、同裁判の翌日から3日以内に限り、所定の裁判所に不服申立てを行うことができるものとされた（改正後法第33条第7項）。

不服申立てを受けた裁判所は一時保護開始時における一時保護の適正性を審査するものとし、不服申立てが行われた場合において、裁判所の判断が確定するまでの間、児童相談所長等は引き続き一時保護を実施することができる（改正後法第33条第9項）。

第2章 一時保護の要件

【調整中】

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

一時保護状の請求が必要となるのは、児童相談所長等が行う一時保護のうち、以下を除く場合である（改正後法第33条第3項）。

- ・ 一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合
- ・ 児童に親権者等がない場合
- ・ 一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合

(1) 一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合

一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合には、一時保護状の請求を要しない（改正後法第33条第3項第1号）。

親権者等が複数の場合（父母による共同親権、未成年後見人の複数選任事案など）は、その全員の同意を要する。

(2) 児童に親権者等がない場合

児童に親権者等がない場合は一時保護状の請求を要しない（改正後法第33条第3項第2号）。

ここでいう親権者等がない場合としては、親権者等が死亡した場合、親権喪失又は停止の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合が想定される。このほか、従前からの情報によれば親権者等が行方不明であるなど、事実上親権を行使することが不可能な場合も含まれる。もともと、一時保護状の請求までに十分な調査を行うことができず、事実上親権の行使が不可能であるかについて判断し難い場合には、親権者等がないとはいえないとして、一時保護状の請求を行うものとする。

(※) なお、親権者等がない児童に対し親権を行う児童相談所長及び施設長（改正後法第33条の2第1項、改正後法第47条第1項及び第2項）は、職権として親権を代行するにとどまることから、改正後法第33条第3項第1号及び第2号にいう親権者等には含まれない。

そのため、これらの者がいるとしても、同項第2号にいう児童に親権者等がない場合に該当し、一時保護状の請求を要しない。

(3) 一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合

一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合は、一時保護時の司法審査の対象とはならず、一時保護状の請求を要しない（改正後法第33条第3項第3号）。

なお、一時保護時の司法審査を回避する目的により、一時保護状の請求を要しない7日以内の一時保護と解除を繰り返すことは、児童の福祉を害し、一時保護時の司法審査が導入された趣旨に反するものであることに留意されたい。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

(1) 請求者

一時保護状の請求者は、児童相談所長等である（改正後法第33条第1項及び第2項）。

(2) 一時保護時の司法審査の対象となる児童

一時保護時の司法審査の対象となる児童とは、満18歳に満たない者という（改正後法第4条第1項）。

なお、改正後法第33条第19項及び第20項にいう保護延長者（18歳以上満20歳に満たない者のうち、改正後法第31条第2項から第4項までの規定による施設入所等措置がとられているもの）について、例えば施設不適応などにより一時保護を行う場合の取扱いが問題となるが、保護延長者は成人であり、親権者等が観念し得ないとともに、本人の意に反して一時保護をすることはできないと考えられることから（令和4年3月2日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡「民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に係る留意事項（Q&A）の送付について」参照）、これらの者を一時保護する場合は一時保護時の司法審査の対象とはならず、一時保護状の請求を要しない。

(3) 請求時期

改正後法第33条第3項により、一時保護状の請求は、一時保護を開始した日から起算して7日以内（以下「事後請求」という。この期間は、初日を算入する。）又は一時保護を開始する前にあらかじめ行う必要がある（以下「事前請求」という。）。

児童の生命・心身の安全を迅速に確保して適切な保護を図るなどの目的で行われる一時保護の実情に照らせば、事後請求が多数を占めると予

想されるが、以下のような場合であって、何らかの事情により親権者等の同意を得られず、即時に一時保護を実施するほどの緊急性が認められないときは、事前請求の方法をとることも考えられる。児童相談所長等は、事案に応じ、事後請求又は事前請求のいずれによるかを適切に選択すべきである。

- ・ 例えば虐待の加害者である父母のいずれか一方につき、長期の勾留が見込まれるなどにより、更なる加害行為が想定されず、一定期間児童の安全が確保されているものの、児童や保護者の状況等により一時保護を行う場合
- ・ 児童に自傷他害のおそれ（例えば、非行、家庭内暴力など）が認められ、行動観察等のためアセスメント保護を行う場合
- ・ 保護者より保護の求めがあり一時保護を検討している場合

（４）請求先

一時保護状は、児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する（改正後法第33条第3項）。

請求先の窓口等については、各地の裁判所と児童相談所の間で、事前に取り決めておくことが考えられる。

（５）請求の方式

一時保護状の請求は、書面（一時保護状請求書）によりこれを行うものとする。

一時保護状請求書の様式等については、後記3（10）参照のこと。

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続

（１）児童及び親権者等の特定

ア 児童の特定

児童は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票、これらが準備できない場合にあつては、その他の公的書類（例えば、療育手帳、マイナンバーカード、母子手帳などが考えられる。）により特定する。

このような書類により特定できない場合（児童の氏名、住所等が明らかではない場合を含む。）については、後記（８）及び（10）を参照されたい。

イ 親権者等の特定

親権者等は、戸籍謄本その他の親権を有する旨の記載がある公的書

類により特定する。

戸籍謄本を取得できない、外国籍の親権者等について本国での身分関係の調査が完了しないなどの事情により、特定できない場合には、親権者等を確知できないものとして取り扱う。

親権者等を確知できない場合は、親権者等の同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を行う必要がある。

(2) 親権者等に対する説明

ア 説明事項・方法等

一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合には、一時保護状の請求は不要となる。また、一時保護状の請求に当たっては、令和4年児童福祉法等改正法の附帯決議を踏まえ、親権者等の意見を裁判官への提供資料に可能な限り盛り込むこととされた。

そこで、児童相談所としては、親権者等が、同意の法的効果（一時保護状の請求が不要となること）のほか、親権者等が同意をせず一時保護状の請求をする場合にはその意見を裁判官に伝達し得ることなどを理解した上で、同意をするかどうかについて適切に判断し意見を述べることができるよう、十分に説明を行うこととする。

具体的には、親権者等に対し、一時保護の理由や必要性、目的、一時保護についての見通し、入所中の生活、児童との面会通信、一時保護中の児童相談所長の権限、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続、不服がある場合の手続等のほか、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法（後記（4）のとおり、児童相談所が親権者等の意見を聴き取ってまとめた書面を裁判官に提供することを基本とし、親権者等が希望すれば自ら意見書面を作成することもできること）等について、できる限り丁寧に説明する。

一時保護の理由については、規則第34条の4各号に該当する事情を説明する（複数の号に該当する場合はそれぞれについて説明する。）。説明に当たっては、事案に応じ、可能な範囲で説明を行うこと。

なお、一時保護についての見通し等は、一時保護状の請求までの間にとどまらず、その後も親権者等に伝え、児童の家庭復帰をはじめとする一時保護解除後の対応を円滑に進めるための環境を整えていくことが重要である。

イ 留意事項（DV事案等の取扱い）

例えば、加害者（親権者等）のドメスティック・バイオレンスなど

により、被害者及び児童が避難しているが、児童相談所から当該加害者に連絡をとることで、被害者及び児童の居住地等が探知され、同人らに危険が及ぶおそれがあるなどのやむを得ない場合には、一時保護時の説明及び意見の確認のために当該加害者に連絡をとる必要はない。なお、この場合においては、親権者等の同意がないものとして、一時保護状の請求を要することに留意されたい。

(3) 親権者等の同意の確認

親権者等の同意があるかどうかは、一時保護に対する親権者等の意見の核心部分であるとともに、一時保護状の請求の要否に関わるため、親権者等の同意の確認を行うことは重要である。そのため、児童相談所としては、可能な限り、親権者等の同意の確認を行うものとする。

ア 同意の意義

(ア) 対象

一時保護を行うことについて親権者等の同意が得られた場合には一時保護状の請求は不要である。

(イ) 同意が判然としない場合

一時保護に際しては、可能な限り、親権者等の同意を確認するものとするが、その意思を把握できない場合のほか、曖昧であったり、条件が付されていたりするなどにより、同意が判然としない場合には、同意がないものとして一時保護状の請求を行う。

また、同意するかどうかを決めるよう求めることによって、親権者等との関係を害し、その後のケースワークに支障が生じると思われる場合は、必ずしも同意又は不同意の決断を求める必要はなく、同意のないものとして取り扱い、一時保護状の請求を行う（ただし、この場合においても、親権者等に対する説明を行うとともに、親権者等が希望する場合には、その意見の裁判官への伝達を行わなければならない。）。

(ウ) 同意の真意性に疑義がある場合

親権者等において、同意をしているかのような言動があったとしても、同意・不同意を繰り返すなど、前後の言動やその状況、一時保護に至った経緯等を踏まえれば、必ずしも真意に基づく同意であるとは判断できない場合は、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討する。

イ 同意の確認方法

親権者等の同意の確認は、一時保護状の請求までに、原則として書

面で行うものとする。

ただし、一時保護状の請求までの時間的制約等により、書面での確認が難しい例外的な場合には、口頭による確認も排除されない。

かかる具体例としては、親権者等が遠方、多忙等により来所や郵便等による確認が困難な場合、親権者等が口頭では同意しているものの書面での同意には消極的な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合などが考えられる。

口頭による場合は、親権者等に対する説明の状況やその反応等を記録すること。

なお、親権者等から一度同意を得たものの、その後同意が撤回された場合の対応については、後記（11）を参照されたい。

ウ 同意の確認を行う上での留意事項

親権者等の同意を確認するに当たっては、親権者等の心情に十分に配慮しつつ、丁寧にこれを行うことが重要である。とりわけ、以下に挙げるような言動は親権者等に心理的圧力を与えるものであり、あってはならない。

- ・ 家庭復帰や面会交流の条件として一時保護への同意を求める
- ・ 話合いの結果、親権者等が一時保護に同意しない旨を表明しているにもかかわらず、説得を続ける

（4）親権者等の意見を裁判官に伝達する手法

ア 基本的な考え方

一時保護時の司法審査は、対審の手続ではなく、児童相談所長等が提供する資料に基づいて迅速に審査を行う手続である。そのため、裁判官が親権者等の主張・陳述等を直接聴取する機会を内包するものではなく、児童相談所長等が親権者等の主張・陳述を記載した書面を裁判官に提供することにより、親権者等の意見を裁判官に伝達する。

具体的には、児童相談所が親権者等の意見を聴取して経過記録等の適宜の書類にまとめ、一時保護状の請求に際しての提供資料とすることを基本とする。

なお、児童相談所が親権者等の意見をまとめる際には、事実（親権者等の言動）をそのまま具体的に記載し、児童相談所の所見とは明確に区別することに留意する。

イ 親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合

親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを一時保護状の提供資料とすることも可能とする。

親権者等は任意の様式で作成した意見書面を児童相談所に提出し、児童相談所から当該書面を一時保護状の請求時に裁判官に提供することとなる。

この場合において、親権者等が意見書面を児童相談所に対し提出する期限は、各児童相談所が、親権者等の準備状況に可能な限り配慮して決定する。

ウ 親権者等が確知できない場合の対応

親権者等を確知できない場合には一時保護状の請求を行うこととなるが、例えば、児童の監護状況、関係者からの情報提供などによれば親権者等であると考えられる人物が存する場合には、手続保障の観点から、児童相談所としては、同人の意見の把握に努め、その意見を聴取してまとめた書類や当該人物が作成した意見書面を児童相談所から裁判官に提供することとする。

(5) 児童の意見又は意向の確認

前記(4)のとおり、一時保護時の司法審査は児童相談所長等が提供する資料に基づいて迅速に審査を行う手続であることから、児童についても、その意見又は意向を裁判官が直接聴取するものではなく、児童相談所長等が、児童の意見又は意向を記載した書面を裁判官に提供する必要がある。

具体的には、令和4年児童福祉法等改正法により、児童の意見聴取等措置(改正後法第33条の3の3)が導入されたことを踏まえ、一時保護状の請求に当たっては、一時保護開始時の意見聴取等措置等により把握した児童の意見又は意向を児童相談所が書面にまとめ、裁判官に提供することとする。

ア 一時保護開始時における意見聴取等措置

(ア) 概要

児童相談所長等は、児童に大きな影響を及ぼす一時保護の開始の決定に際しては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向(以下「意見等」という。)を勘案して措置を行うために、児童の年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ、意見聴取等措置をとらなければならない(改正後法第33条の3の3第4号)。

(※) 児童の「意向」とは、「意思というまでには至らない志向、気持ち」といった意味であり、児童の最善の利益の観点から、全ての児童等の意向等を、その年齢、成熟度等に応じて考慮すること

を基本とする。

乳児や障害児など、意見の表出が困難な児童については、その泣き方や表情、しぐさや身振り等の言動等から意向を汲み取るという非言語コミュニケーションを図ることなども含まれる。

(イ) 実施時期

意見聴取等措置は原則として一時保護に先立ってあらかじめ実施しなければならないが、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、一時保護を行った後速やかに同措置をとる（改正後法第33条の3の3）。

あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときとしては、児童の安全を確保するため緊急に一時保護をする必要があるなど、緊急性が高い場面が想定される。このような場合においては、児童が精神的に混乱していたり、不安が非常に強く、極度に緊張していたりする等の理由で一時保護に先立って意見聴取等をとることができないことが考えられる。

このような場合においても、児童が一時保護所で生活をしていく中で、職員との関係構築が見込まれたり、児童が落ち着いて話をするのに時間を要したりすることなども考えられるため、そうした児童の心身の状況等に配慮しながらその安全を図り、適切なタイミングで速やかに意見聴取等を実施するものとする。

(ウ) 実施者

意見聴取等措置は、原則として児童相談所の職員が実施する。

具体的な方法としては、担当の児童福祉司若しくは児童心理司（必要に応じて双方）又は同人らとは別の職員によることが考えられるが、各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、児童の意見を適切に把握できる方法を検討することが重要である。

また、児童相談所の職員には自らの気持ちを伝えづらいなどと感じる児童もいるため、児童の求めに応じて、意見表明等支援員が支援したり、必要に応じて児童を代弁したりするなど、意見表明等支援事業を状況に応じて活用することも考えられる。

イ 児童に対する説明

(ア) 説明事項

児童自身がその年齢や発達の程度等に応じ、自らの状況や一時保護について適切に理解した上で意見表明を行うことができるよう、児童に対し丁寧な説明を行うことが重要である。

具体的には、児童に対し、以下の事項について説明すべきである。

- ・ 児童本人の生活に対して児童相談所が果たす役割（児童の安全確保と児童や家族が抱える課題の解決に向けて支援したいという意図が伝わるように説明）
- ・ 児童が置かれている現在の状況、家族の現在の状況
- ・ 「一時保護ガイドラインについて」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定められている説明事項等（一時保護の理由、目的、一時保護についての見通し、所持品等の取扱いなどを含めた入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等）
- ・ 児童の意見等の取扱い（具体的には、児童の意見等が一時保護時の司法審査の手續において裁判官に伝達されること、必ずしも児童の意見等のおりにならない場合もあるが十分に考慮することなどを中心に説明する。とりわけ、児童はその意見等が親権者等に伝わるかどうかについて不安を感じる場合もあると考えられることから、意見等の取扱いについては、可能な限り児童に対し、その気持ちや状況に配慮してあらかじめ説明を行うことが肝要である。）
- ・ 児童福祉審議会等の仕組みやその利用方法
- ・ 意見表明等支援事業を実施している場合は、その仕組みや利用方法

（イ）説明方法等

説明の際には、児童の年齢や理解力等に配慮すること。必要に応じて権利ノートや図、イラストなどを用いることが望ましい。

ウ 児童の意見等の聴取

前記イのような説明を行い、児童から質問を受けたり、児童が説明を理解したことなどを確認した上で、一時保護についての児童の意見等を聴取する。

具体的な聴取内容としては以下の事項が挙げられる。

- ・ 一時保護についての意見等とその理由、一時保護に関する希望、不安等
- ・ 児童が置かれている現在の状況を児童自身はどう考えているか（家族、友人との関係、今の生活でよいと思う点／変わった方がよいと思う点など）
- ・ 今後、どのような環境で生活したいと思っているか
児童の年齢や発達の程度等によっては、口頭ではなく文章や図、絵

で表現した方が自らの意見等をありのままに表現できることがあるため、意見表出方法は口頭に限らない。

なお、児童が自身の意見を言うことを希望しない場合も考えられるが、このような場合においては、意見を言いたくないという気持ちを尊重すること。必要があれば、言いたくないことは無理に言わなくてもよい旨を児童に伝えるなどして、児童がプレッシャーを感じることをしないよう注意する。

意見聴取等措置は、児童への意見聴取を行うことを原則とするが、様々な工夫や配慮を行ってもなお意見の表出が困難な児童に対しては、その選好等を理解したり、言葉のみならず、その態様や行動の変化など客観的な状況を汲み取ること等により、児童の意向を推察するといった手法を用いることが想定される。

このような児童の選好の理解や意向の推察については、児童の支援に携わってからの期間が短く関係構築が十分でない場合など、児童相談所職員のみで行うことが困難な場合もあると考えられる。その際は、児童本人をよく知る関係者に事前に児童本人のコミュニケーションの方法を確認しておく（本人が「良い」、「そうしたい」と思うときどのような行動・表情をするのかなど）、必要に応じて意見聴取等の場面に同席してもらうなどの方法により、周囲の協力も得ながら児童本人の意向を適切に推察するべきである。

その他年齢・発達の状況等に応じた配慮、児童が意見を言いやすくするための工夫等の留意点等については、こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（P）を参照すること。

エ 児童の意見等の記録

（ア）記録方法等

児童から聴取した意見等は、児童記録票に記録して保管する。各児童相談所の状況等によっては、児童記録票に記録するのではなく、個別の報告書（様式は問わない。）を別途作成して記録する方法も考えられる。一時保護状の請求に当たっては、これらの記録を児童の意見等として裁判官に提供する。

記録には、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、児童の反応・様子、児童相談所の所見を記載すること。

聴取内容は、児童から聴き取った内容をそのまま記載し、必要に応じて要約を行うこと。可能な限り、内容について相違がないか、児童本人にも確認してもらうことが望ましい。

なお、児童の心情が揺らいだり、当初の意見等を撤回したりする

ことも考えられるが、そのような場合には、そうした揺れ動きも受け止め、児童の意見等として記録すべきである。

また、児童が意見を述べたくないという態度を示しているときはその旨を記録する。そのような場合のほか、乳幼児や障害児など、意見の表出が困難な児童については、その泣き方や表情、しぐさや身振り等の反応・様子を記録する。

記録に当たっては、児童の意見等を客観的・具体的な事実として記載し、児童相談所の所見とは混同させないことが重要である。

(イ) 児童が自ら意見書面の作成を希望する場合

児童が自ら意見書面を作成したいとの希望を有する場合は、可能な限りその作成を支援する。作成する意見書面の様式や内容は問わない。

作成された書面は児童記録に綴るなどして保管し、一時保護状の請求の際には、前記（ア）で児童相談所が作成した記録とともに、裁判官へ提供する。

なお、児童に対しては、児童自ら作成した意見書面の取扱いや保管先について、あらかじめ説明をしておくべきである。具体的には、児童が意見書面を作成するに先立ち、当該書面は一時保護状の請求時に裁判官に提供すること、一時保護状の発付又は請求却下後は児童相談所が当該書面を保管することなどを児童に対し伝えておく。

オ 留意事項

- 児童の意見等を確認するに当たっては、児童が安心して話せるような受容的な環境づくりが重要となる。児童の中には、大人に対する警戒心や不信感が強い児童もおり、とりわけ一時保護の開始時において、初対面の大人に気持ちを打ち明けることが難しい場合も想定される。それが児童の生活に多大な影響を及ぼす決定権限を有する児童相談所の職員に対してであれば、なおのこと本音を話しづらく感じ、また話したことがどのように受け止められるかを不安に感じるものと考えられる。そこで、児童の意見等を聴取するに当たっては、このような児童の不安や緊張を理解し、安心感を与えられるよう、留意すべきである。
- 一時保護時の司法審査では、一時保護状の請求までの短期間に得られた範囲で、児童の意見等を裁判官に提供することとなるが、児童への説明及び意見等の確認は、本来的には、児童相談所が児童に関わる全期間を通じて、児童との信頼関係を築きつつ行うべきものである。一時保護状の請求後においても、繰り返し丁寧に児童への

説明や意見等の確認を行い、その処遇等に反映させていくことが重要である。

(6) 児童の意見等を裁判官に伝達する手法

前記(5)のとおり、一時保護状の請求に当たっては、意見聴取等措置等の結果、児童相談所が把握した児童の意見等が記載された児童記録票等を裁判官に提供するものとする。

児童が自ら意見書面を作成した場合にあっては、併せて当該意見書面も裁判官への提供資料とすること。

なお、児童に対しては、裁判官の審査結果やそれを踏まえた児童相談所としての方針、その後の一時保護についての見通しなどを児童の年齢や発達の程度等に応じ適切に説明(フィードバック)すること。特に、児童の意見等と反する審査結果となった場合には、一時保護が児童の最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすこと。

(7) 配慮を要する児童及び親権者等の対応

児童及び親権者等が、日本語を母語としない外国人である場合や障害のある場合などにおいても、児童相談所の説明を理解し、意見等を裁判官に伝達することができるよう、通訳や書式の翻訳、支援機器の準備など、適切な配慮を行うことが重要である。

(8) 提供資料の準備

ア 基本的な考え方

一時保護状の請求に当たっては、一時保護の理由及び一時保護の必要性を裏付ける資料を添えることとされている(改正後法第33条第3項)。そのほか、児童、親権者等及び請求者たる児童相談所長等の特定に関する資料、一時保護の開始日に関する資料とともに、児童の意見等及び親権者の意見を提供することが求められる。

一時保護時の司法審査における裁判官の判断対象は、一時保護開始時における一時保護の適正性であるところ、一時保護開始後に調査、資料の収集等を行う場合も多く想定される。そのため、一時保護開始前のみならず、一時保護状の請求時点までに児童相談所が調査・収集した資料を裁判官に提供することができる。

資料の提供は、一時保護状の請求の迅速性を確保する観点から、各児童相談所が保有する既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したものにより行う。

特に事後請求の場合は、関係機関等に対する照会結果の取得に時間を要するなどの事情があるとしても、一時保護開始から7日以内という短期間で請求を行う必要がある。そのため、請求までに準備可能な範囲で資料を提供することが基本となるが、必要に応じ、報告書等（児童相談所長又は事案担当者名義）を補足的に作成することが考えられる。

イ 総括書面（児童相談所の所見）

裁判官の適正かつ迅速な判断に供するため、一時保護の理由となる事実関係やその裏付け資料（裏付け資料がどれか程度を簡潔に記載することなどが考えられる。）、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児童相談所の所見及び一時保護の必要性についてまとめた簡単な総括書面を作成することが求められる。

総括書面に引用した資料及び箇所には、裁判官が参照できるよう、適宜付箋を貼付するなどしておくこと。

ウ 児童、親権者等及び請求者の特定に関する資料

（ア）児童、親権者等を特定する資料

児童を特定する資料として、戸籍謄本、住民票その他の公的資料を提供する。これらが取得できない場合（児童の氏名、住所等が明らかではない場合を含む。）は、児童の写真、児童が所在する場所に生活の実態があることを裏付ける資料等、児童の特定に足りる資料を提供することが考えられる。なお、児童を写真により特定する場合には、一時保護状用の写真1枚も併せて提供することを要する。

親権者等の特定資料としては、戸籍謄本その他の親権を有する旨の記載がある書類を提供する。一時保護状の請求までにこれらの書類が取得できないことにより親権者等を確知できない場合には、後記（10）のとおり、一時保護状請求書の該当欄にその旨を記載すること。

（イ）請求者を特定する資料

児童相談所長等の在職証明書の写しを提供することが考えられる。

エ 一時保護の理由を裏付ける資料

一時保護の理由の裏付け資料については、以下の例を参考にしつつ、各事案に即して準備を行うこと（以下はあくまで想定される資料の一例であり、これらに限るものではない。）。

（ア）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれが

ある場合（同法第12条の2第1項に定める場合を含む。）（規則第34条の4第1号）

- ・ 児童や保護者の言動、児童相談所による指導の様子などが記載された児童記録票、経過記録等
- ・ 児童やけがの写真等
- ・ 医療機関の診断書、カルテ、診療情報開示書等
- ・ 医療機関、学校、市町村その他の関係機関、近隣住民等とのやりとりについての経過記録、通告受理票、報告書等（これらについては、聴取者の署名押印までを必須とするものではないが、当該書面を作成した児童相談所の担当者は明らかにしておくこと。以下同じ。）

(イ) 少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた場合又は警察官から改正後法第25条第1項の規定による通告を受けた場合（規則第34条の4第2号）

- ・ 少年法に基づく触法少年送致の場合には、警察官からの送致書、警察の調査に係る書類等
- ・ 警察官による通告の場合には、児童通告書、口頭による通告の場合は通告内容を児童相談所が聴取した書面、児童通告通知書等

(ウ) 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合（規則第34条の4第3号）

- ・ 児童の行動が記載された児童記録票、経過記録、報告書等
- ・ 保護者や関係機関等からの相談受付票、通告受理票等

(エ) 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合（規則第34条の4第4号）

- ・ 児童の言動が記載された児童記録票、経過記録、報告書等
- ・ 児童が児童相談所職員以外の者、関係機関等に保護を求めるなどした場合は、当該人物からの聴取書、通告受理票等

(オ) 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったこと、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に監護をする者若しくは住居がない若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合又はそのおそれがある場合（規則第34条の4第5号）

- ・ 児童及び保護者の状況等が記載された相談受付票、経過記録等
- ・ 児童の発見状況等に関する報告書等

(カ) 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合（規則第34条の4第6号）

- ・ 保護者の言動が記載された相談受付票、経過記録、報告書等
- ・ 保護者が児童相談所職員以外の者や関係機関に保護を求めるなどした場合は、当該人物からの聴取書、通告受理票等

(キ) 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合（規則第34条の4第7号）

- ・ 前記（ア）から（カ）までの資料等を参考に、事案に応じて検討すること

オ 一時保護の必要性を裏付ける資料

一時保護の必要性を裏付ける資料は、一時保護の理由を裏付ける資料と重複することが多いと考えられるが、児童相談所として一時保護の必要性を判断した事情を明らかにする資料を提供することが求められる。

カ 児童の意見等

前記（6）のとおり、意見聴取等措置等によって児童相談所が把握した児童の意見等が記載された児童記録票等を提供資料とする。また、児童が自ら意見書面を作成した場合にあっては、当該意見書面も併せて提供資料とすること。

キ 親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらと考えられる者の意見

前記（4）のとおり、児童相談所が親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらと考えられる者の意見を聴取してまとめた書面（経過記録等の適宜の書面）を提供資料とすることを基本とする。

ただし、親権者等が自ら意見書面を作成した場合は、当該書面のみを提供資料とすること。

ク 一時保護の開始日を裏付ける資料（事後請求の場合のみ）

事後請求の場合において、一時保護の開始日に関する資料として、経過記録等を提供する。

ケ 留意事項

（ア）事件記録の取扱い

改正後法において、一時保護状の請求に係る事件記録（一時保護状請求書及び提供資料等。以下同じ。）の閲覧謄写を予定した規定はないため、児童や親権者等が、裁判所に対し、その閲覧謄写を求めることはできない。

他方で、事件記録は、一時保護状が発付され、又は請求が却下された際には、一時保護状請求書とともに全て児童相談所に返還されることとなる。

そのため、児童や親権者等は、裁判所から返還された事件記録について、児童相談所に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報開示請求を行うことが考えられる。かかる請求がなされた場合は、個人情報保護法に基づいて情報の開示・不開示を判断し、適切に対応する必要がある。

(イ) 個人情報の提供の取扱い

一時保護状の請求に当たって、児童相談所が保有する個人情報を裁判官に提供することは、改正後法第 33 条第 3 項を根拠とするものであり、個人情報保護法第 69 条第 1 項が定める「法令に基づく場合」に該当することから、同法には反しない（後記第 4 章の不服申立てについても、改正後法第 33 条第 7 項を根拠とするものであり、同様である。）。

(ウ) 通告元に関する情報の取扱い

児童虐待防止法第 7 条は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員に対し、児童虐待に係る通告をした者を特定させる情報の漏示を禁止している。もっとも、この規定は職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるようなものを漏らすことにより通告の促進が妨げられることを防止するための規定であるから（「児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について」（平成 22 年 11 月 19 日付け雇児総発 1119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、適正な一時保護時の司法審査のために、通告元に関する情報等を含めて一時保護の契機となった情報を裁判官に提供することは同条に反しない。

(9) 関係機関等との連携（資料又は情報の提供等）

令和 4 年児童福祉法等改正法において、児童相談所長等は、一時保護等に関し、地方公共団体の機関、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、児童が在籍する学校などの関係機関等から、資料又は情報の提供、意見の開陳など必要な協力を求めることができ、また、当該求めを受けた関係機関等には応諾の努力義務があるものとされ、児童相談所の調査権限が担保された（改正後法第 33 条の 3 の 2）。

児童相談所は、一時保護等に関し必要な場合は、躊躇なく資料又は情報の提供を依頼し、関係機関等の協力を求めるとともに、一時保護時の司法審査に関する対応方針の判断や資料の収集等にあたり活用されたい。関係機関等とは、資料又は情報の提供等に係る考え方も含め、十分な連携を図ることが重要である。

(10) 一時保護状の請求

ア 一時保護状請求書の様式

一時保護状請求書の様式は別添のとおりである。

一時保護状請求書には、後記イを参考に、必要な情報を記載する。

事案に応じ、不要な記載事項については、「なし」と記載し、又は斜線削除印をすること。

イ 一時保護状請求書の記載事項

(ア) 請求先

児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官を記載する（裁判官名は空欄で差し支えない）。請求先裁判所は、事前に各地の裁判所に問い合わせるなどして確認の上、記載すること。

(イ) 請求者名

請求者名欄には、児童相談所長名又は都道府県知事名を記載する。

(ウ) 児童の氏名、年齢（生年月日）、住居

これらは児童を特定するために記載するものである。戸籍謄本、住民票その他の公的書類により特定して記載するが、氏名、住所等が不明の場合は、児童の写真、児童が所在する場所に生活の実態があることを裏付ける資料を添付するなどして特定に足りる事項を記載する。

(エ) 親権者等の氏名、年齢（生年月日）、住居

これらは親権者等の特定のために記載するものである。戸籍謄本その他の親権を有する旨の記載がある書類により特定して記載する。親権者等が複数いる場合は、その全員を記載すること。

住居について、児童と同居している場合は、「児童と同じ」などと記載すれば足りる。

親権者等の氏名等が不明である、戸籍謄本等により身分関係が確認できないなどの場合には、氏名等の欄には記載せず、「親権者等を確認できない場合」のチェック欄を選択する。

なお、未成年後見人が法人であるときには、法人の名称及び主た

る事務所の所在地を記載すること。

(オ) 一時保護の開始日

一時保護の開始日を記載する。

(カ) 一時保護の理由

事案に応じ、規則第34条の4各号に規定された一時保護の理由を選択する。当該各号に複数該当すると考えられる事案では、一時保護の理由を重疊的に選択することも認められる。この場合には、複数の号についてその該当性の主張を要するが、いずれか一つの一時保護の理由が認められれば、一時保護状が発付されることとなる。

(キ) 一時保護の必要性

児童相談所長等として、一時保護の必要性があると判断した理由を当該事案に即して簡潔に記載すること。

(ク) 児童の意見等

児童の意見等が記載された資料の標目を記載することとする。

(ケ) 親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらと考えられる者の意見

親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらと考えられる者の意見が記載された資料の標目を記載することとする。

(コ) 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由(事前請求の場合)

有効期間とは、事前請求の場合において、当該一時保護状により一時保護の権限を行使し得る期間をいう。有効期間の経過後は一時保護状が失効し、これによって一時保護することはできない。

有効期間は原則として一時保護状の発付から7日と定められることが想定されるが、裁判官の判断により7日を超える期間が定められることもあり得る。なお、この期間は、初日を算入しない。

そこで、7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び理由を記載する。ただし、一時保護の必要性等の事情も変化し得ることから、合理的な期間を記載すること。

(11) 各種事案の取扱い

ア 移管ケース

一時保護中にケース移管を行った場合については、一時保護決定ごとに一時保護状の請求の要否を判断する。この場合における一時保護状の請求期限の起算点は、各一時保護の開始日となる。

例えば、警察の身柄付き通告となり事案発生地の子童相談所に一時

保護されたが、7日以内に保護者の居住地を管轄する児童相談所にケース移管されたことから、当初の一時保護を解除し、移管先で新たに一時保護を開始したときは、当初の一時保護は7日以内に解除されたため一時保護状の請求は不要であるが、移管先で新たに開始された一時保護が7日間を超える見込みである場合は、移管先において一時保護状の請求を検討する。

イ 一時保護場所の変更、一時保護委託への切替え

一時保護状の発付後に一時保護の場所を変更した場合や一時保護委託への切替え等を行ったときは、それ自体は新たな行政処分ではないことから、新たに一時保護状の請求を要するものではない。

他方で、一時保護状の発付前に場所の変更や切替え等を行ったときの一時保護状の請求の期限は、当初の一時保護の開始日から起算されることに留意する。

ウ 親権者等の同意が撤回された場合の対応等

(ア) 同意の撤回

親権者等が当初一時保護に同意をしたが、一時保護開始から7日を経過するまでに同意を撤回することも考えられる。同意の撤回は書面又は口頭いずれかを問わないが、その意思表示が7日経過までに児童相談所に到達している必要がある。

(イ) 同意が撤回された場合の対応

同意の撤回時の対応について明文の規定はないが、基本的には、一時保護を開始した日から起算して7日以内に一時保護状の請求をする必要がある。

この際、親権者等が同意を撤回した時期が7日経過直前であるなどの事情により、請求期限内に一時保護状請求書のみは提出可能であるものの、裏付け資料等の提供までは困難であるような場合には、まずは一時保護状請求書を提出し、請求先裁判所と協議の上、資料等は追って速やかに提供する方法も考えられる。

なお、親権者等が7日経過後に同意を撤回した場合には、一時保護状を請求する必要はないが、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、家庭裁判所の承認審判を求める必要がある。

(ウ) 期限直前の同意の撤回等

同意の撤回が一時保護状の請求期限直前になされた場合のほか、不可抗力（天変地異等）の事情により、期限内に一時保護状を請求することが客観的にみておよそ困難な場合も想定される。

最終的には個別の事案に基づく裁判官の判断となるものの、改正後法第33条第3項が一時保護状の請求期限を7日以内とした趣旨・目的、一時保護時の司法審査の対象（親権者等の同意のない一時保護）、期限直前の同意の撤回時に想定される状況等を踏まえると、親権者等が同意を撤回した事情等により期限内に一時保護状を請求することが客観的に困難な場合には、期限をわずかに徒過したことだけをもって直ちに手続が違法となるものではないと考えられる。

そこで、こうした場合には、まずは請求先裁判所に電話等により連絡を行い、当該事情及び一時保護状の請求を予定している旨を伝えた上で、可能な限り速やかに一時保護状請求書を提出することとする。

(エ) 親権者等の意見の取扱い

前記（ウ）のような場合には時間が切迫していることから、親権者等の意見は、児童相談所が把握した限りで提供資料に盛り込むことを基本とする。

親権者等が自ら意見書面の作成を希望することも考えられるが、時間の切迫性に照らし、同意の撤回の意思表示とともに意見書面が直ちに児童相談所に持参されたような場合に限り裁判官に提供するものとする。

4 一時保護状の発付又は請求却下

裁判官の審査の結果、一時保護状発付の要件を満たしていると認められる場合は、児童相談所長等宛てに一時保護状が発付される。事前請求の場合には、当該一時保護状の効力として児童相談所長等は一時保護を行うことができることとなり、事後請求の場合には、当該一時保護状をもって、一時保護を引き続き実施することができる。

他方、一時保護状発付の要件を満たしているとは認められない場合には、一時保護状の請求が却下される。

(1) 一時保護状の発付又は請求却下後の対応

ア 事件記録の返還等

児童相談所が請求先裁判所から審査が終了した旨の連絡を受けたときは、請求先裁判所において、一時保護状の請求に係る事件記録の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領する。

一時保護状の請求が却下された場合において、不服申立てを行うのであれば、当該却下の裁判の翌日から3日以内にこれを行う必要がある。

るため（改正後法第 33 条第 7 項ただし書）、かかる時間制限に留意してその後の方針を検討する。

不服申立手続については、後記第 4 章を参照されたい。

イ 児童及び親権者等への対応

児童及び親権者等に対し、一時保護状を提示することは必ずしも要しないが、児童及び親権者等が希望する場合はこれを示すなどして、審査の結果とともに今後の方針を適切に説明することが重要である。

ウ 有効期間経過後における一時保護状の返還（事前請求の場合）

事前請求の事案において、一時保護状に記載された有効期間中に一時保護を行うことなく当該期間を経過した場合は、一時保護状を返還しなければならない（改正後法第 33 条第 5 項第 5 号）。

(2) 一時保護の解除

ア 一時保護の解除の手続

児童相談所長等は、一時保護状の請求が却下されたときには速やかに一時保護を解除しなければならない（改正後法第 33 条第 7 項）。

ただし、不服申立てを行うときは、当該裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる（改正後法第 33 条第 9 項）。

不服申立てを行わない場合には、後記イの児童の意見聴取等措置、保護者や関係機関等への連絡、解除後の生活環境の調整など必要な措置を講じた上で、速やかに一時保護を解除する。

イ 一時保護の解除に伴う児童の意見聴取等措置

一時保護の解除においても、一時保護の開始と同様に、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見等を勘案して措置を行うため、あらかじめ意見聴取等措置をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全確保のために緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは解除後速やかに意見聴取等措置をとる（以上につき、改正後法第 33 条の 3 の 3 第 4 号）。

(3) 同一の児童に対する再度の一時保護状の請求

ア 一時保護状の請求却下後の事情変更等

一時保護状の請求が却下された後に、全く同一の事情で再度の請求を行うことは、一時保護状の請求却下の裁判に対してその翌日から 3 日以内に不服申立てをすることができるとされている趣旨からして許されない。

もつとも、一時保護状の請求却下後に事情変更があった場合（前回

の一時保護状の請求時には判明していなかった事情がその後の調査により明らかになった場合を含む。) は、前回の請求時には裁判官の審査の対象とはなっていないことから、一時保護状を請求することは差し支えない。この場合は、前回の請求時から変更のあった事情等を明らかにした上で請求を行う。

イ 一時保護状の有効期間が超過して失効した場合

事前請求において、一時保護状の有効期間が超過して失効した場合には、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、一時保護状の再請求をすることができる。

第4章 不服申立手続

1 不服申立ての要件

【調整中】

2 不服申立手続に係る基本的事項

不服申立ては、児童相談所長等が、一時保護状の請求の却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り、行うことができる。

この場合は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄の地方裁判所に、その他の裁判官（地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官）がした裁判に対しては当該裁判官が所属する裁判所に不服申立てをする（改正後法第33条第7項）。

不服申立てについても、書面（不服申立書）によりこれを行う。

3 不服申立ての具体的手続

（1）基本的な考え方

原裁判の取消しを求める不服申立てにおいても、当初の一時保護状の請求と同様に、裁判所の判断の対象は、一時保護開始時における一時保護の適正性となる。裁判所の判断においては、一時保護開始後に調査した結果判明した事実も斟酌される。

そうした点を踏まえ、不服申立てにおいては、一時保護の趣旨を踏まえて必要な保護を行うために、事案に応じ、原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、例えば当初の一時保護状の請求時には判明していなかった事実が新たに判明した場合や当初の一時保護状の請求時には何らかの事情で取得できなかった裏付け資料を新たに取得した場合などにはこれらに基づき主張の補充を行うことが考えられる。

（2）不服申立書の作成

ア 形式的事項

不服申立書には、事件を特定するための形式的事項として、以下の項目を記載する。

- ・ 児童の氏名
- ・ 請求者
- ・ 請求先裁判所
- ・ 原裁判の却下日

イ 不服申立要件の該当性

不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、児童相談所の

所見・評価を文章形式で記載する。一時保護状の請求が一度却下されているという事情を踏まえ、不服申立書では、事案に応じ、主張を補充すべきと考えられる点を中心に述べることを基本とする。

(3) 提供資料の準備

提供資料としては、既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したものによることとしつつ、取得に時間を要したなどの理由により原裁判時には提供されず、裁判官の判断の基礎にはなっていない資料等があればそれらも併せて提供し、主張（児童相談所の所見・評価）を補充する。

改正後法第33条第7項により、不服申立要件についてその該当性を基礎づける資料を添えることとされているため、不服申立書では各要件の該当性を記載する際に、裏付け資料に適宜言及するなどして、児童相談所の所見・評価と裏付け資料との相関性を明らかにするよう努める。

改正後法上は、不服申立てに当たり、改めて児童の意見聴取等を行うことは要しないが、児童の意見等が一時保護状の請求時から大幅に変わっているなどの事情がある場合は、可能な限り児童の意見等が審査に反映されるよう、かかる気持ちの変化や揺れ動き等についても提供資料に盛り込むことが望ましい。

なお、児童、親権者等及び請求者たる児童相談所長等の特定に関する資料、原裁判があった日のわかる資料の提供を要することにも留意する。

4 裁判所の判断を受けての対応

裁判所は、不服申立てに対し、その理由があるときは決定で原裁判を取り消し、一時保護状を発付することとなる（改正後法第33条第11項）。

他方で、その規定に違反したとき、又は請求が理由のないときには、決定で請求を棄却する（改正後法第33条第10項）。

「その規定に違反したとき」とは、例えば、請求期限の徒過や不服申立理由の不記載などの形式的手続の違反をいう。

請求が棄却された場合には、児童相談所は裁判所から請求棄却決定書を受け取ることとなる。

不服申立てにおいても、当初の一時保護状の請求についての対応の流れと同様に、請求先裁判所から不服申立てに対する判断が出た旨の連絡を受け次第、同裁判所において、不服申立てにかかる事件記録の返還を受けるとともに、一時保護状又は請求棄却決定書を受領する。

児童及び親権者等に対しては、必ずしもこれらを提示する必要はないが、希望がある場合はこれらを示すなどして、審査の結果とともに今後の方針を適切に説明する。

不服申立てが棄却されたときには一時保護を解除することとなるが、一時保護の解除に際し、児童の意見聴取等措置を講じる必要があることについては、前記第3章4（3）のとおりである。

第5章 夜間・休日の対応

一時保護状の請求は、裁判所の開庁時間中に行われることが基本であるが、やむを得ず夜間・休日に請求をする場合には、あらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う。この場合、請求先裁判所が平日の開庁時間中とは異なる場合もあるため、留意すること。

また、一時保護状の請求期限の末日が、土曜日、日曜日、国民の祝日又は年末年始になる場合であっても、同日までに請求をすることを要するため、かかる点に留意し、準備を進めることが必要である。